

第 34 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2024 年 10 月 28 日～31 日

国際人道法の遵守に向けた普遍的な文化の醸成

決議

決議

国際人道法の遵守に向けた普遍的な文化の醸成

第 34 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）は、

今回の国際会議が、武力紛争の犠牲者である民間人やその他の人々の耐え難い苦しみによって、人道に対する共通の強い再確認が求められる時に開催されていることを意識し、

世界各地で起きている武力紛争の深刻な人道的影響、そして、その多くが政府やメディアから十分な注目を受けていないこと、さらにその多くが世代を超える影響を及ぼしていることについて深い懸念を表明し、

国際人道法（IHL）の遵守は、武力紛争の影響を受ける人々の苦しみを軽減し、戦争の人的、経済的、社会的、文化的、環境的コストを削減し、持続可能な平和への復帰を促進するために不可欠であることを強調し、

武力紛争法が、軍事倫理だけでなく、世界のさまざまな宗教や文化的伝統に深い歴史的ルーツを持つことを認めつつ、2024 年は近代的な IHL 条約が締結されて 160 年にあたり、1949 年のジュネーヴ条約採択から 75 周年にあたることを強調し、ジュネーヴ条約の普遍的な批准に感謝の意を表し、他の IHL 条約も普遍的な受け入れを達成することを希望する旨表明し、

IHL に対する普遍的なコミットメントと、そのルールが十分に尊重されないこととの齟齬に深い懸念を表明し、IHL の義務の解釈と履行における誠実さの重要性を強調し、IHL の尊重を改善する緊急の必要性に注意を喚起し、

武力紛争の政府及び非政府当事者が国際法の下でのそれぞれの義務を厳格に遵守することの重要性を再確認し、武力紛争の非政府当事者に対する IHL の適用がこれらの当事者の法的地位に影響を及ぼすものであってはならないことを想起し、

武力の脅威や行使の合法性に関する規律（ユスアドベルム）と戦闘行為と被害者保護に関する規律（ユスインベロ）のそれぞれは、たとえ一方が侵害されたとしても、完全に遵守されなければならないことを再確認し、武力紛争の性質もしくは事由、または紛争当事者によって主張されもしくは紛争当事者に帰せられる原因に基づくいかなる不利な区別なしに、IHL があらゆる状況において武力紛争の影響を受けるすべての人を保護

することを強調し、また個々の者に適用される IHL の保護は、その者の地位、個々の状況及び有効な条約によって異なるが、このような保護は、人種、肌の色、宗教若しくは信仰、性別、出生若しくは富又はこれらに類似する基準に基づくいかなる不利な差別もなく適用されるものであり、いかなる者も、その行為又は団体を理由とする場合を含め、IHL の対象範囲から排除されることはないことを強調し、

敵対国が違反を犯していたとしても、あるいは非難されていたとしても、当事国は IHL の義務を遵守しなければならないことを強調し、

異なる年齢、障害、背景を持つ、女性、男性、少女、少年が武力紛争によって異なる影響を受ける可能性があること、そして、すべての人のための適切な保護を守るために、IHL を履行、適用する際にこれらの違いを考慮する必要があることを認識し、

IHL 違反に対する不処罰と闘うことは、平和、安定、正義、法の支配、紛争後の和解にとって不可欠であり、IHL を履行するだけでなく、違反が発生した場合には、その再発を防止するために IHL を強化することが極めて重要であることを強調し、武力紛争の政府及び非政府当事者は、IHL 違反を防止する義務と権限を有することを確認し、

特定の兵器の開発、使用、移転の禁止及び制限を含む、自国の IHL 及び軍縮義務の遵守は、国際的な平和と安全及び国家間の信頼の構築に寄与し、したがって、平和のうちに生きるというすべての人々の願望の実現に寄与することを強調し、

長期的な歴史的趨勢として、IHL の発展と普遍化が武力紛争の抑制に寄与してきたことを指摘する一方、残された課題、そしてこの前向きな歴史的軌跡が継続するよう、各区政府と国際赤十字・赤新月運動（赤十字運動）が最大限の努力を払う必要性を認め、

各区政府が IHL の義務を履行するために行ってきました実質的な努力に感謝の意を表し、優れた実践を共有してきた国に感謝の意を表し、IHL の尊重が人命を救い、破壊を制限し、人間の苦痛を防ぐことを強調し、平時に履行しなければならないものを含め、IHL の義務を遵守する各区政府の第一義的な責任を強調し、

IHL に対するすべての国と赤十字運動のすべての組織のコミットメントを再確認し、現代の戦争が国際的、非国際的武力紛争の双方において新たな進展と課題を提示しているにもかかわらず、IHL がこれまでと同様に今日も適切であることを再確認し、

第 33 回国際会議の決議 1 「国際人道法の国内普及：国際人道法の国内におけるより良

い履行のためのロードマップ」を再確認し、国際人道法違反の防止を目的とした同決議の条項の実施に向けた各国政府及び赤十字運動の組織の努力を歓迎するとともに、同決議から生まれた「国際人道法の国内履行に関するガイドライン」に留意し、

各国政府が IHL の国内履行状況について公表する自発的報告書、国際会議の誓約、及びジュネーヴ諸条約の追加議定書の国内履行状況に関して国際連合事務総長に送付する自発的提出物の数が増加していることを歓迎し、

1949 年の 4 つのジュネーヴ諸条約と国際赤十字・赤新月運動規約に定められた赤十字国際委員会 (ICRC) の特別な役割を再確認し、中立で公平な独立した人道支援組織としての ICRC の役割、特に捕虜を含む武力紛争の犠牲者を保護、支援する任務を再確認し、武力紛争当事者間の中立的な仲介者としての ICRC の役割を強調し、

国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) の役割を含め、IHL の適用を促進する上で、赤十字運動の組織が果たす重要な役割と、赤十字運動規約の下でのその職務権限に留意し、各国赤十字・赤新月社は、特に、人道分野における公的機関の補助機関として、それに基づき、ジュネーヴ諸条約に規定された武力紛争の被害者を支援するために、公的機関と連携して緊急救援活動やその他のサービスを組織するという独自の役割を担っていること、IHL を普及させ、その普及のために政府を支援し、この分野でイニシアチブをとること、

IHL の尊重を促進しジュネーヴ諸条約とその追加議定書で認められた特徴的な標章を保護するために各国政府と協力することに留意し、

人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性という赤十字運動の基本原則と、武力紛争における人道支援活動との特別な関連性を再確認し、IHL と一致する方法で武力紛争の犠牲者に公平な人道支援者がアクセスすることの重要性に留意し、各国政府が赤十字運動のすべての組織による基本原則の遵守を尊重しなければならないことを想起し、適用される場合には、医療及び宗教関係者、医療ユニットや輸送手段、文化財、民間防衛組織及びその職員、そして赤十字運動の組織を識別する際の、特徴的な標章及び信号の法的及び保護的価値に留意し、またこれらの標章や信号は、1949 年のジュネーヴ諸条約及びその追加議定書並びに 1954 年の武力紛争時における文化財の保護に関するハーグ条約に含まれることにより、160 年以上にわたる継続的な実践を通じて、武力紛争の犠牲者に対する公平かつ中立的な援助及び保護の象徴として普遍的に認識されるようになったことに留意し、及び、また、標章及び信号が、常に、標章の誤用の防止及び抑圧のための措置を要求するものを含め、適用される条約の規定を厳格に遵守して使用されることを確保することは、政府の一義的責任であることを想起し、さらに、武力紛

争の非政府当事国が標章の誤用を控える責任を想起し、

政府、非政府当事者、そして赤十字運動の組織が、IHL を遵守する普遍的な文化を構築することが必要であると信じ、この目標を達成するためには、IHL の履行に対する長期的な投資が不可欠であることを強調し、

1. 占領状況を含む武力紛争の全当事者に対し、民間人の保護、捕虜その他の自由を奪われた者の保護、児童の保護、女性の保護に関する規則、障害者の保護、高齢者の保護、医療関係者及び施設の保護、文化財、礼拝所及び学校の保護、ジャーナリストの保護、人道要員の保護、人道的アクセスに関する規則並びに保護標章及び信号に関する規則を含め、これらに限定されず、IHL に基づく義務を完全に遵守するよう要求します。
2. 説明責任の分野を含め、IHL を遵守する普遍的な文化に向けて取り組むよう、すべての国の政府と赤十字運動の組織に要請します。
3. 各国政府に対し、赤十字運動の組織の支援を受け、第 33 回国際会議の決議 1 「国際人道法の国内普及：国際人道法の国内におけるより良い履行のためのロードマップ」を実施し、あらゆる武力紛争における IHL の履行を普遍的、公平かつ偏見なく促進するための努力を強化するよう求めます。
4. また、各国政府に対し、民間及び軍の最高レベルの指導者が IHL 履行のための責任を割り当て、手順やその他のガイダンスを確立し、審議、決定、政策に IHL を体系的に組み込むことを確保することにより、IHL の遵守を促進するよう求めるとともに、この点に関する優れた実践例を共有するよう奨励します。
5. 各国政府に対し、IHL を軍事教義、教育、訓練、軍事計画及び意思決定のあらゆるレベルにさらに統合し、それによって IHL が軍事行動に完全に組み込まれ、軍隊の精神に反映されることを確保するよう強く推奨し、軍隊の指揮官に適切なレベルで国際人道法の適用について助言する法律顧問を配置することの重要性を想起します。
6. また、国際法及び国内法の解釈、ならびに IHL 違反の阻止及び再発防止において、法律顧問及び国内裁判所が果たす重要な役割を認識し、適切な場合には、軍事及び民間人の法律・司法手続きに携わる関係者の訓練に特別な注意を払うよう、各国政府に強く奨励し、IHL を適用し、国内法及び国際法に従って国内裁判権行使する能力を強化する観点から、この点に関する国家間の協力と優良事例の共有を奨励し、ICRC 及び各国赤十字・赤新月社が政府の要請に応じて提供しうる支援に留意します。

7. IHL に関する国内委員会または類似の組織が果たす重要な役割を認識し、まだそのような委員会を設置していない国に対し、そのような委員会の設置を検討するよう奨励し、IHL のより良い履行を達成するため、適切な場合には、国内でさらに発展させ、取り入れる必要のある分野に関する勧告を策定し、政府当局に提出し、IHL を普及させ、自国の文脈における発展と進歩を監視し、定期的な意見交換を含む委員会間の協力を強化するため、委員会の能力を強化するよう政府に要請します。
8. 各国政府に対し、関連する条約機関への報告に加えて、IHL に関する国内委員会または類似の組織、各国赤十字・赤新月社または ICRC の支援を受けて、適切な場合には、IHL の国内履行に関する自発的な報告書の起草を検討すること、また、すでにそのような自発的な報告書を公表している政府に対しては、定期的に更新することを検討することを奨励するとともに、すべての国の政府に対し、IHL の履行に関連するその他の公式文書の公開を検討するようさらに奨励します。
9. 各国赤十字・赤新月社に対し、IFRC 及び ICRC の支援のもと、IHL 及び赤十字運動の人道的理念（基本原則に基づくもの）を、公式・非公式な教育において、また広く一般市民に対して普及させよう求めるとともに、各国政府、特に教育当局に対し、適切であれば、初等教育から、正式なカリキュラムや学習目標にこれらの科目を組み込むために各国赤十字・赤新月社と協力するよう奨励します。
10. 他国による IHL 違反を奨励、帮助、援助しないことを各国政府に要求し、IHL 違反に終止符を打つよう武力紛争当事国を説得することを含め、国際法及び国際連合憲章に従って他国による IHL の遵守を促進するために行動すること、民間人及び軍の最高指導層における IHL の遵守に対する国のコミットメントを求めること、軍事教義の開発、訓練及び指導、その他の適切な手段を通じて、IHL を履行するための能力強化を支援すること、司法及び行政機関が、自国の軍隊が犯した IHL 違反に効果的に対処し、国際法の適用要件に従って責任を問うことができるようすること、適用される国際条約及び武器の使用と移転を規制する法律の下での自国の義務を遵守し、対話外交、人道外交及びその他の適切な手段を用いて他国による遵守を促進し、さらに、適切な場合には、非政府武装集団による IHL の遵守を促進するよう、各国政府に促します。
11. 各国政府及び各国赤十字・赤新月社、ならびに ICRC 及び IFRC に対し、本決議及び「国際人道法の国内普及」決議に示された潜在的な活動の全範囲から、適宜、本決議の実施に関連する誓約を行うよう求め、また、武力紛争の犠牲者の保護とメンバーにとって特に重要な特定のテーマに焦点を当て、各国政府、その国の IHL 委員会、赤十字運動

の組織が共通の関心を持つ特定の分野で協力することを奨励します。